

国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書の提出について

国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

令和2年10月6日提出

提出者	秦野市議会議員	八 尋 伸 二
賛成者	同	相 原 學
同	同	福 森 真 司
同	同	山 下 博 己
同	同	高 橋 文 雄
同	同	諸 星 光

提案理由

現行憲法が施行された当時には想定もされなかった課題への対応が求められている中で、新たな時代にふさわしい日本国憲法について、国会における自由闊達かつ広範な議論を推進するとともに、国民的議論を喚起するよう、国に意見書を提出するものであります。

## 国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書

日本国憲法が昭和22年に施行されてから、本年で73年を迎えたが、この間、時代が大きく揺れ動き、我が国を取り巻く情勢もまた急速に変化してきた。

国際情勢が激変する中で、我が国周辺においては、北朝鮮による弾道ミサイル発射、中国の東シナ海等への海洋進出、米中の「新冷戦」等、緊迫の度を増してきている。

また、国内においては、新型コロナウイルス感染症拡大や頻発する大規模災害等の緊急事態への対処、急激な人口減少と超高齢社会への対応等、国のあり方の根本を問う新たな課題が生じている。

このように、我が国を取り巻く情勢は大きく変化し、現行憲法が施行された当時には想定もされなかった課題への対応が求められている中で、特に、国内外での災害対応や海外でのPKO活動などに尽力する自衛隊を憲法に明記することや、新型コロナウイルス感染症、南海トラフ地震、富士山噴火など想定外の緊急事態に対応するための緊急事態条項の制定などについては議論すべき喫緊の課題と考える。

成文憲法を持つ国においては、時代の変化に応じて憲法改正を行っているものの、我が国では国内外の情勢の変化にもかかわらず、73年間一度も憲法の改正が行われていない。平成19年に日本国憲法の改正手続に関する法律の制定により、衆参両院に憲法審査会が設置されたが、国会において議論が進展しているとは言い難い状況である。

したがって、国会及び政府におかれては、新たな時代にふさわしい日本国憲法について、自由闊達かつ広範な議論を推進するとともに、国民的議論を喚起するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年10月6日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 様  
総務大臣  
法務大臣

秦野市議会議長 今井 実